

さいたま市契約公報

第3号

平成31年2月15日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）

- さいたま市大宮聖苑で使用するガス…………… 2

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市住民基本台帳ネットワークシステムソフトウェア等賃貸借
（平成31年度更新分）…………… 6
- ・さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム機器等賃貸借
（平成31年度更新分）…………… 6
- ・さいたま市介護保険システムソフトウェア等賃貸借…………… 6

一般競争入札の告示（23件）

- 同報系防災行政無線設備保守点検業務…………… 6
- さいたま市『ふるさと応援』寄附金事務の代行業務…………… 10
- レーザープリンター用トナーカートリッジ
（IPSIO SPトナーカートリッジ6100H RE）（単価契約）… 13
- カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ
（imagioMPトナーキットシアンC1803、
imagioMPトナーキットマゼンタC1803、
imagioMPトナーキットイエローC1803）（単価契約）…………… 16
- カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ
（imagioMPトナーキットブラックC1803）（単価契約）…………… 16
- 再生コピー用紙（A3）（単価契約）…………… 19
- インクジェットプリンター用インクカートリッジ
（シアンL ICC93L、マゼンタL ICM93L、
イエローL ICY93L）（単価契約）…………… 22
- 児童生徒用机（単価契約）…………… 25
- 児童生徒用椅子（単価契約）…………… 25
- 片袖机（本体のみ）（単価契約）…………… 28
- 肘付椅子（単価契約）…………… 28
- アンモニア水（単価契約）…………… 31
- 重金属固定化剤（単価契約）…………… 31
- 苛性ソーダ（単価契約）…………… 31
- さいたまシティスタット基盤運用保守業務…………… 35
- さいたまシティスタット基盤データウェアハウス用クラウド型
サービスライセンス…………… 38

○さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務	4 1
○さいたま市生活保護等就労支援業務	4 4
○さいたま市生活困窮者学習支援業務	4 7
○さいたま市立病院眼科支援システム賃貸借	5 0
○さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務	5 3
○子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務	5 7
○さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務	5 9
○さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務	6 3
○さいたま市市議会だより配布業務	6 6
○さいたま市議会公用車運転業務	7 0
○さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務	7 3
○美園南中学校生徒バス送迎業務	7 7
公募型プロポーザル方式の手続の開始（2件）	
○さいたま市岩槻人形博物館カフェ設置・運営事業	8 1
○さいたま市岩槻人形博物館ミュージアムショップ設置・運営事業	8 3

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第30号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

平成31年2月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市大宮聖苑で使用するガス 405, 408 m³

(2) 需要場所

仕様書のとおり

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

平成31年7月1日から平成32年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成30年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、物品納入等種目分類表「燃料・油脂・燃焼器具」内の営業種目の資格を有すると認められた者であること。なお、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登録のない者（当該営業種目について登録がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、平成31年3月1日（金）までに資格審査の申請を行

うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者として登録を受けた者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定年間ガス使用量の供給が十分に可能な者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p009372.html>

(2) 交付期間

公告の日から平成31年3月8日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

平成31年3月25日(月)及び平成31年3月26日(火)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成31年4月4日(木)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年4月8日(月)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年4月8日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(9) 業務を担当する課

さいたま市見沼区染谷2-350-1 さいたま市保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所

電話 048(682)2800 FAX 048(682)2802

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

Supply of city gas to Omiya Seien-405,408 cubic meters

(2) Date and time of tender:

April 8, 2019, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公示第3号

次のとおり落札者等について公示します。

平成31年2月15日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①3-1 ②さいたま市住民基本台帳ネットワークシステムソフトウェア等賃貸借（平成31年度更新分）一式 ③さいたま市市民局情報政策部情報システム課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成30年12月28日 ⑤株式会社J E C C本社 専務取締役 依田茂 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥1, 515, 348円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成30年11月15日さいたま市公告（調達）第66号

①3-2 ②さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム機器等賃貸借（平成31年度更新分）一式 ③さいたま市市民局情報政策部情報システム課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成30年12月28日 ⑤株式会社J E C C本社 専務取締役 依田茂 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥762, 156円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成30年11月15日さいたま市公告（調達）第67号

①3-3 ②さいたま市介護保険システムソフトウェア等賃貸借一式 ③さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年1月8日 ⑤株式会社J E C C本社 専務取締役 依田茂 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥3, 811, 060円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成30年11月15日さいたま市公告（調達）第68号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第248号

同報系防災行政無線設備保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

同報系防災行政無線設備保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町1-893外

(3) 業務概要

同報系防災行政無線設備の正常な機能の維持を図るため精密点検及び通常点検を実施するとともに、故障等異常が発生した場合の迅速な対応及び処置を行う。

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「保守点検」の受注希望業務「通信設備保守点検」で掲載され、引き続き同業務で、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去2年間で、国又は地方公共団体と当該業務に係る契約を締結し、かつ履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災対策係 電話 048(829)1127

(2) 交付期間

本入札の告示日から平成31年2月22日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 業務委託仕様書の貸出

業務委託仕様書の貸出方法は、業務委託仕様書貸出申請書に必要事項を記載の上、次により貸出するものとする。

- (1) 貸出場所
3(1)に同じ
- (2) 受付期間
3(2)に同じ

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
平成31年2月26日（火）午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札の際は、入札書及び積算内訳書を同封し提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の108分の100に相当する金額に、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の110分の100に相当する金額を加算した金額を入札書等に記載すること。

(2) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月1日（金）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月1日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電話 048(829)1125 FAX 048(829)1936

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された書類等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第283号

さいたま市『ふるさと応援』寄附金事務の代行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市『ふるさと応援』寄附金事務の代行業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

さいたま市『ふるさと応援』寄附に関する事務の支援（詳細は業務仕様書による。）

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載され、引き続き同業務で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成27年度以降、地方公共団体と同等の業務の契約実績が2回以上あり、これを全て誠実に履行している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課
担当 石崎、黒川、星加 電話 048(829)1155

(2) 交付期間

告示の日から平成31年2月28日（木）（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前10時までとする。）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から平成31年3月4日（月）まで（持参の場合、休を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

(4) 提出方法

原則、持参。なお、郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月7日(木) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、4月から9月の履行に関する経費については当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額を、10月から3月の履行に関する経費については当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100又は110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札見積内訳書の提出

入札に当たっては、入札書と別封の封筒に入れ入札書と同時に提出すること。詳細は入札説明書による。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月13日(水) 午後1時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月13日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課
電話 048(829)1155 FAX 048(829)1974

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部財政課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第271号

レーザープリンター用トナーカートリッジ（IPSIO SPトナーカートリッジ6100H RE）（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

レーザープリンター用トナーカートリッジ（IPSIO SPトナーカートリッジ6100H RE）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 770本

イ 特質等 仕様書による。

(4) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年2月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で登載され、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有し、かつ、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から平成31年2月27日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月6日（水）及び平成31年3月7日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 初度入札に限り、郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 単価で行う。入札金額は、1本当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成31年3月13日（水）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月15日（金）午後2時05分

イ 場所

さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所3階H会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市郵便入札執行要領第8条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局情報政策部情報システム運用管理室

電話 048(829)1104 FAX 048(829)1969

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第272号

カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（i m a g i oMPトナーキットシアンC1803、i m a g i oMPトナーキットマゼンタC1803、i m a g i oMPトナーキットイエローC1803）（単価契約）外1件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（i m a g i oMPトナーキットシアンC1803、i m a g i oMPトナーキットマゼンタC1803、i m a g i oMPトナーキットイエローC1803）（単価契約）

イ カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（i m a g i oMPトナーキットブラックC1803）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所

(3) 予定数量

ア 1(1)アの物品 3,000本

イ 1(1)イの物品 1,000本

(4) 特質等

仕様書による。

(5) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で掲載され、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有し、かつ、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

- (2) 交付期間

告示の日から平成31年2月27日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間

3(2)に同じ

- (3) 受付場所

3(1)に同じ

- (4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月6日(水)及び平成31年3月7日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 初度入札に限り、郵送(一般書留又は簡易書留)による提出とする。

イ 競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1本当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成31年3月13日(水)

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの物品 平成31年3月15日(金)午後2時10分

(4) 1(1)イの物品 平成31年3月15日(金)午後2時15分

イ 場所

さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所3階H会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市郵便入札執行要領第8条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局情報政策部情報システム運用管理室
電話 048(829)1104 FAX 048(829)1969

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第273号

再生コピー用紙（A3）（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

再生コピー用紙（A3）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、各市立学校及び市内保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 10,529箱(15,793,500枚)

イ 特質等 仕様書による。

(4) 納入期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)(以下「名簿」という。)の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で掲載され、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有し、かつ、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から平成31年2月27日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
平成31年3月6日(水)及び平成31年3月7日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
 - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
平成31年3月15日(金)午後2時40分
 - イ 場所
さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所3階H会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成31年3月15日(金)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
7(2)イに同じ
 - (5) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課

電話 048(829)1085 FAX 048(829)1983

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第274号

インクジェットプリンター用インクカートリッジ(シアンL ICC93L、マゼンタL ICM93L、イエローL ICY93L)(単価契約)について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

インクジェットプリンター用インクカートリッジ(シアンL ICC93L、マゼンタL ICM93L、イエローL ICY93L)(単価契約)

(2) 納入場所

さいたま市立小・中・特別支援学校

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 3, 630本

イ 特質等 仕様書による。

(4) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で登載され、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有し、かつ、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から平成31年2月27日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
平成31年3月6日(水)及び平成31年3月7日(木)午前9時から午後4時まで。なお、
交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞
退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができ
ない。
 - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
単価で行う。入札金額は、1本当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当た
っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもっ
て落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
平成31年3月15日(金)午後3時10分
 - イ 場所
さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所3階H会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、
さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免
除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成31年3月15日(金)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
7(2)イに同じ
 - (5) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所

電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第275号

児童生徒用机(単価契約)外1件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 児童生徒用机(単価契約)

イ 児童生徒用椅子(単価契約)

(2) 納入場所

教育財務課及びさいたま市立各小・中・特別支援学校

(3) 予定数量

ア 1(1)アの物品 2,900台

イ 1(1)イの物品 3,080脚

- (4) 特質等
仕様書による。
- (5) 契約期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で掲載され、本市内に本店を有し、かつ、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付
本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181
- (2) 交付期間
告示の日から平成31年2月27日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
平成31年3月6日(水)及び平成31年3月7日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1単位当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
ア 日時
(イ) 1(1)アの物品 平成31年3月15日(金)午後3時30分
(ロ) 1(1)イの物品 平成31年3月15日(金)午後3時40分
イ 場所
さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所3階H会議室
- (3) 入札保証金
競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
- (4) 開札の日時及び場所
ア 日時
平成31年3月15日(金)入札終了後、直ちに行う。
イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課
電話 048(829)1635 FAX 048(829)1989

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第276号

片袖机(本体のみ)(単価契約)外1件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 片袖机(本体のみ)(単価契約)

イ 肘付椅子(単価契約)

(2) 納入場所

仕様書による。

(3) 予定数量

ア 1(1)アの物品 350台

イ 1(1)イの物品 480脚

(4) 特質等

仕様書による。

(5) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で登載され、本市内に本店を有し、かつ、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

- (2) 交付期間

告示の日から平成31年2月27日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月6日(水)及び平成31年3月7日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1単位当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの物品 平成31年3月15日(金)午後3時50分

(4) 1(1)イの物品 平成31年3月15日(金)午後4時00分

イ 場所

さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所3階H会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月15日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市出納室出納課
電話 048(829)1598 FAX 048(829)1993

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第277号

アンモニア水（単価契約）外2件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア アンモニア水（単価契約）

イ 重金属固定化剤（単価契約）

ウ 苛性ソーダ（単価契約）

(2) 納入場所

ア 1(1)ア及び1(1)イの物品

さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎

イ 1(1)ウの物品

(ア) さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター

(イ) さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター

(ウ) さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎

(エ) さいたま市見沼区大字上山口新田508-1 さいたま市大宮南部浄化センター

(オ) さいたま市桜区新開4-1-1 さいたま市クリーンセンター西堀

(3) 予定数量

ア 1(1)アの物品 168,000kg

イ 1(1)イの物品 78,000kg

ウ 1(1)ウの物品 335,000kg

内訳 さいたま市西部環境センター 25,000kg

さいたま市東部環境センター 40,000kg

さいたま市クリーンセンター大崎 50,000kg

さいたま市大宮南部浄化センター 140,000kg

さいたま市クリーンセンター西堀 80,000kg

(4) 特質等

仕様書のとおり

(5) 納入期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目で掲載され、本市内に本店を有し、かつ、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から平成31年2月27日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月6日(水)及び平成31年3月7日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 平成31年3月18日（月）午前11時00分

(イ) 1(1)イの物品 平成31年3月18日（月）午前11時15分

(ウ) 1(1)ウの物品 平成31年3月18日（月）午前11時30分

イ 場所

さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所2階B-3会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月18日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及び1(1)イの物品

さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎
電話 048(878)0989 FAX 048(878)0959

イ 1(1)ウの物品

(ア) さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市環境局施設部西部環境センター
電話 048(623)4100 FAX 048(622)5353

(イ) さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター

電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

(ウ) さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎

電話 048(878)0989 FAX 048(878)0959

(エ) さいたま市見沼区大字上山口新田508-1 さいたま市環境局施設部大宮南部浄化センター

電話 048(646)6030 FAX 048(646)6033

(オ) さいたま市桜区新開4-1-1 さいたま市環境局施設部クリーンセンター西堀

電話 048(862)5721 FAX 048(838)5811

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本件契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第287号

さいたまシティスタット基盤運用保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたまシティスタット基盤運用保守業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」で登載され、引き続き同業務で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成29年度以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種同規模の契約実績が2件以上あることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。なお、仕様書は貸与するものとする。

- (1) 交付等場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局情報政策部統計情報室
担当 統計情報室 電話 048(829)1119
- (2) 交付等期間
告示の日から平成31年3月1日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付等費用
無償
- (4) 仕様書の返却
入札説明書のとおり

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
平成31年3月7日(木) 午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
平成31年3月12日(火) 午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成31年3月12日(火) 入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
6(2)イに同じ
 - (5) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (6) 入札の無効
さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
 - (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局情報政策部 ICT 政策課
電話 048 (829) 1893 FAX 048 (829) 1969

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局情報政策部統計情報室
電話 048 (829) 1119 FAX 048 (829) 1969

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市民局情報政策部統計情報室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 288 号

さいたまシティスタット基盤データウェアハウス用クラウド型サービスライセンスについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 31 年 2 月 13 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたまシティスタット基盤データウェアハウス用クラウド型サービスライセンス

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局情報政策部統計情報室外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「電算用品」、「コンピューターソフト」又は「OA機器リース等」で登載され、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付等
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。なお、仕様書は貸与するものとする。
- (1) 交付等場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局情報政策部統計情報室
担当 統計情報室 電話 048(829)1119
 - (2) 交付等期間
告示の日から平成31年3月1日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 交付等費用
無償
 - (4) 仕様書の返却
入札説明書のとおり
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月7日(木) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、利用料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は単価(月額)(税抜)を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日(火) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局情報政策部ICT政策課

電話 048(829)1893 FAX 048(829)1969

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局情報政策部統計情報室

電話 048(829)1119 FAX 048(829)1969

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市民局情報政策部統計情報室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第278号

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」の受注希望業務「その他の福祉サービス」又は「その他」の受注希望業務「人材派遣」若しくは「その他」で掲載され、引き続き同業務で、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく家計相談支援事業の事業実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 自立支援係 電話 048（829）1846
 - (2) 交付期間
本入札の告示日から平成31年3月6日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月8日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の108分の100に相当する金額に、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の110分の100に相当する金額を加算した金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月14日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月14日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
電話 048(829)1846 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日までに確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第279号

さいたま市生活保護等就労支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活保護等就労支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載され、引

き続き同業務で、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去に、人口50万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業（一般事業）の事業実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 保護・適正化推進係 電話 048（829）1845

(2) 交付期間

本入札の告示日から平成31年3月6日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月8日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の108分の100に相当する金額に、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の110分の100に相当する金額を加算した金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月14日(木)午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月14日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
電話 048(829)1845 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第280号

さいたま市生活困窮者学習支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活困窮者学習支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載され、引き続き同業務で、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 人口20万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 自立支援係 電話 048(829)1846
- (2) 交付期間
本入札の告示日から平成31年3月6日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月8日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の108分の100に相当する金額に、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の110分の100に相当する金額を加算した金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月14日(木) 午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月14日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
電話 048(829)1846 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第269号

さいたま市立病院眼科支援システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院眼科支援システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

平成32年1月1日から平成36年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「医療機器レンタル等」又は「OA機器リース等」で記載され、引き続き同営業種目で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日から過去5年以内に、日本国内にある500床以上の病院2か所以上において、眼科支援システム又はそれと同規模程度以上のシステムを導入した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課
担当 医事係 電話 048(873)4168

(2) 交付期間

告示の日から平成31年3月1日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に記載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
平成31年3月8日(金)までに交付するものとする。
 - (3) その他
4の書類提出時において、返信用封筒に92円切手を貼付したものを提出すること。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
平成31年3月15日(金)午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院防災エネルギーセンター1階会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成31年3月15日(金)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
6(2)イに同じ
 - (5) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (6) 入札の無効
さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
 - (7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課
電話 048(873)4168 FAX 048(874)7613

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第267号

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所・健康科学研究センター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で、かつ、「保守点検」又は「施設運転管理」に登載され、引き続き同業務で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成25年度以降、次のいずれかの施設の設定機器等の維持管理業務を元請けとして1年以上履行した実績を有する者であること。ただし、平成30年度の実績を掲げる場合においては1年以上の委託契約を締結している者であること。

ア 主たる業務として、延べ床面積3,000㎡以上の生物系又は化学系の実験、検査及び研究を行う研究施設

イ 手術室を有する延べ床面積3,000㎡以上の病院施設

なお、複合施設にあっては、当該研究施設部分又は病院施設部分が3,000㎡以上であること。

(5) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当施設内に契約履行開始日から配置することができる者であること。

なお、1人が2つ以上の資格を有しているかは問わない。ただし、エについては2人以上を配置すること。

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条に規定する電気主任技術者（第3種以上）

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条に規定するボイラー技士（2級以上）

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に規定する危険物取扱者（乙種第4類又は甲種）

エ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）第1条に規定する公害防止管理者（大気関係）又は埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第116条に規定する公害防止主任者（大気関係）

(6) 当施設に設置されている中央監視装置と受託者の遠隔監視センター内の装置（以下「遠隔監視装置」という。）と相互に接続するため、次の条件を満たす者であること。

ア 中央監視装置として設置する「SAVIC-net EV (model 30:管理点数3,000点登録)」との接続が適切に保証されている「SAVIC-net EV (model 30 以上)」、「SAVIC-net 50EV」又は「SAVIC-net 80EV」のいずれかの機種を遠隔監視装置として1か所の遠隔監視センター内に2台以上配置でき、相互にバックアップを行うことが可能であること。

イ 中央監視装置と遠隔監視装置を常時接続及び監視を行い、運転停止・設定及びスケジュール変更等の一連の遠隔監視操作を行うことが可能であること。

ウ 遠隔監視センターは、受託者の自社資産及び社員で管理運営され、24時間365日の間、

迅速かつ的確に対応できる体制であること。

エ 履行開始日までに、中央監視装置と支障なく接続及び監視ができる体制をとることができること。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課
担当 管理係 電話 048(840)2205

(2) 交付期間

告示の日から平成31年3月1日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月7日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た

場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2研修室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課
電話 048(840)2205 FAX 048(840)2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

- (2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所保健総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第284号

子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階診療室エリア
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載され、引き続き同業務で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

担当 子どもケアホーム係 電話 048(711)3896

(2) 交付期間

告示の日から平成31年3月4日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) その他

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の間、閲覧にも供する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月11日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は、単価(税抜)を入札書等に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月13日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎 4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター 4階会議室 2

(3) 入札保証金

見積もった金額（支払限度額）の 100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月13日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎 4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター子ども家庭支援課
電話 048(711)3896 FAX 048(711)3994

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の 100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども家庭総合センター子ども家庭支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第268号

さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「その他の保守点検」又は「施設運転管理」の受注希望業務「その他の施設運転管理」で掲載され、引き続き同業務で、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成25年度以降、1年以上の期間において、食肉卸売市場・と畜場の設備機器等の維持管理業務を元請けとして受託し、確実に履行した実績を有する者であること。

(5) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当施設内に契約履行開始日から常時配置（当該施設の業務日）することが可能な者であること。ただし、それぞれが別の資格を有している者か、あるいは1人が複数の資格を有しているかは問わない。

ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条に規定する第二種電気工事士

イ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条に規定するボイラー取扱技能

ウ 労働安全衛生法第14条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能

エ 労働安全衛生法第61条に規定するショベルローダー等運転技能

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課

担当 農業政策係 電話 048(829)1376

(2) 交付期間

告示の日から平成31年2月22日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) その他

郵送での交付は行わない。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年2月28日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の108分の100に相当する金額に、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の110分の100に相当する金額を加算した金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月7日(木)午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月7日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課

電話 048(829)1376 FAX 048(829)1944

(9) 業務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場

電話 048(644)2929 FAX 048(644)2927

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

8 特記事項

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成31年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第282号

さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-18
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で登載され、市内に本店を有し、かつ、引き続き同業務で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。
- (5) 平成28年度以降、浦和区役所保健センターと同規模（延床面積5,500㎡以上）の施設における同業務を元請で年間契約し、完了実績を有する者であること。
- (6) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター
担当 保健指導係 電話 048(824)3971

(2) 交付期間

告示の日から平成31年3月1日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月8日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、平成31年3月12日(火)までに、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、平成31年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の108分の100に相当する金額に、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の110分の100に相当する金額を加算した金額を入札書に記載すること。また、入札書の提出時に、平成31年10月1日の前日までの金額と平成31年10月1日以後の金額の内訳がわかる内訳書を入札書に添付して提出すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月15日(金) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所保健センター5階大会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月15日(金) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター
電話 048(824)3971 FAX 048(825)7405

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第251号

さいたま市市議会だより配布業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより配布業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 配布部数

予定数量3,033,000部（606,600部×5回）

- (4) 業務概要
仕様書のとおり
 - (5) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「運送・運行」の受注希望業務「市報等配送・配付」で登載され、本市内に本社又は支社、営業所等の拠点を有し、かつ、引き続き同業務で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 年度4回以上発行する印刷物を、その行政区域の全世帯(世帯数12万世帯以上)に配布する旨の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。
- (1) 交付方法
さいたま市議会ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>
 - (2) 交付期間
本入札の告示日から平成31年2月22日(金)まで
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間

本入札の告示日から平成31年2月26日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市議会局総務部秘書課
担当 広報係 電話 048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

平成31年2月28日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成31年3月4日（月）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札方法等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、配布件数1件当たり要する金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は、単価（税抜）を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所議会棟3階第1委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

- (5) 入札参加資格者の確認
- ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。
 - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- (6) 提出書類
- 代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札回数等
- ア 再度入札は、1回までとする。
 - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (8) 入札の辞退
- 入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。
- (9) 独占禁止法関係法令の遵守
- 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (10) その他
- ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
 - イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- 8 最低制限価格
- 設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。
- 9 落札者の決定方法
- さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- 10 入札の無効
- さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
- 11 入札事務を担当する課
- さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部総務課
 - 電話 048（829）1747 FAX 048（829）1984
- 12 業務を担当する課
- さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課
 - 電話 048（829）1748 FAX 048（829）1984
- 13 契約手続等
- (1) 契約保証金
 - 契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (2) 契約書作成の要否
 - 要

- (3) 議決の要否
否

1.4 特記事項

本入札に係る契約の効果は、平成31年度予算の成立を要件とする。

1.5 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第239号

さいたま市議会公用車運転業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市議会公用車運転業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要
さいたま市の議長車、副議長車及びその他の議会公用車の運転業務
- (4) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「観光バス運行」、「送迎バス運行」又は「その他の運送・運行」で登載され、本市内に本店又は支社、営業所等の拠点を有し、かつ、引き続き同業務で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 過去3年以内に、国若しくは地方公共団体の特別職用公用車又は民間企業等の役員車で運行管理業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から平成31年2月22日（金）まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書において定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から平成31年2月26日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課

担当 秘書係 電話 048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

平成31年2月28日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成31年3月4日（月）午後4時までに、議会局総務部秘書課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札方法等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日（火）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟3階第1委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できな

い。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会局総務部総務課
電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

12 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会局総務部秘書課
電話 048(829)1748 FAX 048(829)1984

13 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

14 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

15 特記事項

この入札に係る契約の効果は、平成31年度予算の成立を要件とする。

16 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第238号

さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「その他の検査・測定・調査」又は業務「その他」の受注希望業務「法律事務等」で登載され、本市内に本店又は支社、営業所等の拠点を有し、かつ、引き続き同業務で平成 31・32 年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去 3 年以内に、地方公共団体の政務活動費の調査業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) 公認会計士をもって業務を遂行できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市議会局総務部総務課
担当 三橋 電話 048(829)1747

(2) 交付期間

本入札の告示日から平成 31 年 3 月 1 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 条）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

平成31年3月6日（水）及び平成31年3月7日（木）午前9時から午後4時まで

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成31年3月7日（木）午後4時までに、議会局総務部総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札方法等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟3階第1委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月12日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合入札参加者はくじを辞退することはできない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項（金額を除く。）を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札参加資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(7) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

(9) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

(10) 明らかに連合によると認められる入札

- (1) 金額を訂正した入札書による入札
- (2) 虚偽の競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札
- 1 1 入札事務を担当する課
さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所議会局総務部総務課
電話 048 (829) 1747 FAX 048 (829) 1984
- 1 2 契約手続等
 - (1) 契約保証金
契約金額の 100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (2) 契約書作成の要否
要
- 1 3 支払条件
業務完了後、請求に応じて全額支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。
- 1 4 特記事項
この入札に係る契約の効果は、平成31年度予算の成立を要件とする。
- 1 5 その他
 - (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
 - (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
 - (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第257号

美園南中学校生徒バス送迎業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
美園南中学校生徒バス送迎業務
 - (2) 履行場所
さいたま市緑区美園 5-33 外
 - (3) 業務概要
仕様書のとおり
 - (4) 履行期間
契約締結の日から平成31年7月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「送迎バス運行」で登載され、引き続き同業務で平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 中学校教育係 電話 048(829)1661

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p063643.html>

(2) 交付期間

告示の日から平成31年3月1日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 仕様書の貸出

さいたま市ホームページから、業務委託仕様書貸出申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、次により提出するものとする。

(1) 受付期間

3(2)に同じ

(2) 受付場所

3(1)アに同じ

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間

告示の日から平成31年3月1日（金）まで（5(4)アにおいては、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
 - (3) 受付場所

3(1)アに同じ
 - (4) 提出方法
 - ア 持参
 - イ 電子メール
電子メールアドレス kyoiku-shidol@city.saitama.lg.jp
- 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所

3(1)アに同じ
 - (2) 交付日時

平成31年3月8日（金）午前9時から午後5時まで
 - (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、バス1台1往復の運行に要する額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札参加資格の確認
 - ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。
 - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - (3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
 - (4) 入札回数等
 - ア 再度入札は、1回までとする。
 - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
 - (5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(8) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月13日（水）午前11時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(9) 入札保証金

見積もった金額(単価)にバスの予定運行本数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月13日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(8)イに同じ

(11) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(12) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(13) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1989

(14) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課指導1課
電話 048(829)1661 FAX 048(829)1989

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否
否

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第243号

平成31年度に実施するさいたま市岩槻人形博物館カフェ設置・運営事業について、応募に必要な事項を定めたので、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

平成31年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 応募に付する事項

- (1) 件名
さいたま市岩槻人形博物館カフェ設置・運営事業
- (2) 履行場所
さいたま市岩槻区本町6-1-1
- (3) 概要
さいたま市岩槻人形博物館の建物(カフェの区画)をさいたま市との賃貸借契約により使用し、来館者がゆっくりとくつろいで施設が利用できるよう、テイクアウト方式により軽食・ドリンク等を提供するカフェを設置・運営する事業者を選定する。
- (4) 履行期間
事業者の提案による(基本5年間)

2 応募の参加要件

- (1) カフェを継続して適切に運営する能力を有する者
- (2) 博物館にふさわしい良質な商品・サービスを提供する資力、能力を有する者
- (3) 博物館事業に賛同する意欲のある者
- (4) 安定的・継続的な店舗運営が可能な者
- (5) 災害発生時において博物館の対応に協力できる者
- (6) その他さいたま市の施策、事務事業に協力できる者
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7

7号) 第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 直近2年間において、法人税(個人事業者にあつては所得税)及び法人市民税(さいたま市内に本店、支店、事業所等を有する場合)を未納及び滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に該当する者

キ 本入札の告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている者

3 募集要項の配布

(1) 配布場所

ア さいたま市大宮区大門町3-1 さいたま市スポーツ文化局岩槻人形博物館開設準備室
担当 小松、清水 電話 048(646)3133

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://cms.city.saitama.jp/temp/s0012215/6/p063131.html>

(2) 配布期間

平成31年2月15日(金)から平成31年3月7日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

4 申込方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 募集要項に定める書類(各1部)

(2) 受付期間

平成31年2月15日(金)から平成31年3月8日(金)まで(休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 事業者の選定方法

事業者の選定については、審査選定委員会を設置・審査し選定する。

6 その他

詳細は、募集要項による。

さいたま市告示第244号

平成31年度に実施するさいたま市岩槻人形博物館ミュージアムショップ設置・運営事業について、応募に必要な事項を定めたので、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

平成31年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 応募に付する事項

(1) 件名

さいたま市岩槻人形博物館ミュージアムショップ設置・運営事業

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区本町6-1-1

(3) 概要

さいたま市岩槻人形博物館の建物（ミュージアムショップの区画）をさいたま市との賃貸借契約により使用し、来館の記念・思い出となる人形関連の小物や施設のオリジナルの商品などを販売するミュージアムショップを設置・運営する事業者を選定する。

(4) 履行期間 事業者の提案による（基本5年間）

2 応募の参加要件

(1) 過去5年以内に、同規模のミュージアムショップを2年以上継続して運営し、適切に履行した実績を有する者

(2) 博物館にふさわしい良質な商品・サービスを提供する資力、能力を有する者

(3) 博物館事業に賛同する意欲のある者

(4) 安定的・継続的な店舗運営が可能な者

(5) 災害発生時において博物館の対応に協力できる者

(6) その他さいたま市の施策、事務事業に協力できる者

(7) 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 直近2年間において、法人税（個人事業者にあつては所得税）及び法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所等を有する場合）を未納及び滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に該当する者

キ 本入札の告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加

停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている者

3 募集要項の配布

(1) 配布場所

ア さいたま市大宮区大門町3-1 スポーツ文化局岩槻人形博物館開設準備室

担当 小松、清水 電話 048(646)3133

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://cms.city.saitama.jp/temp/s0012215/6/p063131.html>

(2) 配布期間

平成31年2月15日（金）から平成31年3月7日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

4 申込方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 募集要項に定める書類（各1部）

(2) 受付期間

平成31年2月15日（金）から平成31年3月8日（金）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 事業者の選定方法

事業者の選定については、審査選定委員会を設置・審査し選定する。

6 その他

詳細は、募集要項による。